

第 4 回オンライン説明会（6 月18日） Q & A

No.	分類	質問	回答
2-1	支援事業（補助金）	知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会で遊漁者側の委員も旅客船並みの助成があるならと義務化に納得したのだと思う。「旅客船並みの助成が得られないなら許せない」と話していた出席者もいた。今回の助成措置を事前に知っていたなら、納得したかどうか、だまされたとの思いが強いと思う。	国土交通省は、令和 4 年12月の知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめを踏まえ、旅客船への安全設備の早期搭載を促進するため、令和 4 年度補正予算で支援を措置したところです。 他方、水産庁は、遊漁船における事故等は減少していないこと等を踏まえ、遊漁船への安全設備の早期設置を促進するため、令和 6 年度補正予算で支援を措置したところです。水産庁の補助事業については、義務化までの間にできるだけ早く、また、全体の限られた予算の中でできるだけ多くの遊漁船業者に支援する必要があると考え、補助率は 2 分の 1 としています。 また、令和 6 年 3 月～7 月の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会において、全国各地の遊漁船業者にも参画いただき、遊漁船業の実態を踏まえて議論が行われた結果、救命いかだ等の搭載を要しない方法（特例）の具体的な内容について合意されたところです。この特例を活用することにより、救命いかだを搭載しないことも可能になりますので、遊漁船業の皆様におかれては、自らの業務実態に照らして、特例措置の活用についても御検討いただければと思います。
2-2	支援事業（補助金）	補助事業の予算をオーバーした場合は抽選となるが、抽選に漏れた場合は自助努力で設置するしかないのか。やはり追加予算措置が必要ではないのか。合計で 93 万円の補助上限なので、単純計算なら予算は全国で 107 隻分にしかならない。あまりにも厳しい予算措置ではないか。	安全設備の設置については、令和 4 年12月の知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめにおいて、遊漁船を含む一般の客を乗せて業を行うすべての船舶に義務付けされることとなったものです。 遊漁船における事故等は減少していないこと等を踏まえ、遊漁船への安全設備の早期設置を促進するため、令和 6 年度補正予算で支援を措置したところです。 また、令和 6 年の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会において、全国各地の遊漁船業者にも参画いただき、遊漁船業の実態を踏まえて議論が行われた結果、救命いかだ等の搭載を要しない方法（特例）の具体的な内容について合意されたところであり、今後、遊漁船に対して義務化が適用されても、この特例を活用することにより、救命いかだ等を搭載しないことも可能になります。遊漁船業の皆様におかれては、自らの業務実態に照らして、特例措置の活用についても御検討いただければと思います。
2-3	支援事業（補助金）	2-2の質問において、「1 事業者につき 1 設備まで」とあるため、補助上限額は合計で 93 万円ではなく、例えば無線と改良型救命いかだ等を設置しても改良型救命いかだ等の 75 万円が上限となるのか。	なお、遊漁船への安全設備への追加の補助事業については、現時点で予断をもって申し上げることは困難です。 遊漁船安全設備導入支援事業による補助については、1 事業実施者につき 1 設備までとしておりますので、いずれか 1 設備についてのみ申請をすることができます。このため、補助上限額は改良型救命いかだ等について補助を受ける場合の 75 万円となります。
2-4	支援事業（補助金）	助成費に関して、「1 事業者につき 1 設備まで」とは、例えば無線といかだの搭載を検討している場合、どちらか1つのみが補助金の対象になるということか。	そのとおりです。ただし、既に保持している安全設備は補助の対象とはならず、国が実施する他の事業による補助を受けた安全設備又は補助を受けることとなっている安全設備については補助の対象とはなりません。
2-5	支援事業（補助金）	「1 事業実施者につき、1 設備まで」というのは、1 事業者が 2 隻所有している場合も、1 設備までなのか。	そのとおりです。ただし、既に保持している安全設備は補助の対象とはならず、国が実施する他の事業による補助を受けた安全設備又は補助を受けることとなっている安全設備については補助の対象とはなりません。
2-6	支援事業（補助金）	VHF無線を購入した場合は補助対象となるのか。	遊漁船安全設備導入支援事業では業務用無線設備として、VHF無線機、MF無線機、27MHz帯無線機、400MHz帯無線機が補助の対象となります。なお、国土交通省の H P (https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html) に補助の対象となる機種の一覧を掲載しています。
2-7	支援事業（補助金）	改良型救命いかだ等の設置費用は補助対象外か。	遊漁船安全設備導入支援事業における補助対象経費は安全設備の購入に係る本体価格のみであり、設置工事等に係る経費は補助対象外です。
2-8	支援事業（補助金）	実績報告期限は令和 8 年 3 月とあるが、改良型救命いかだ等が令和 8 年 3 月までに納品されない場合の扱いはどうなるのか。	原則として、令和 8 年 3 月31日までに安全設備が納品される必要がありますが、遊漁船業者の責によらず、安全設備の納品が遅れ（納品に時間を要するなど）、令和 8 年 3 月31日までに実績報告書を提出することができない見込みとなった場合の対応については、現在検討中です。必要な手続等が決まりましたら、（一社）海洋水産システム協会の HPに掲載する予定です。

3-1	義務化全般	小規模（小型）や漁業兼業の業者からは収支を考えると「やれない、無理」と廃業せざるを得ないとの声が多い。 安全設備設置義務化に伴い遊漁船業界の事業的影響（廃業予定件数など）を把握しているのか。	安全設備の設置については、遊漁船を含む一般の客を乗せて業を行うすべての船舶に義務付けられることとなったものです。安全設備の設置等により、いざという時の乗客の生命を守る備えをすることは、遊漁船業者の基本的責務であり、その費用負担の全てを支援することは検討しておりません。令和6年の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会において、全国各地の遊漁船業者にも参画いただき、遊漁船業の実態を踏まえて議論が行われた結果、救命いかだ等の搭載を要しない方法（特例）の具体的な内容について合意されたところであり、今後、遊漁船に対して義務化が適用されても、この特例を活用することにより、救命いかだ等を搭載しないことも可能になります。 特例措置については、以下①～⑤と幅広い方法が設けられており、地域や操業の実情に応じて多くの遊漁船業者が特例措置を活用できるものと考えております。 ① 一定の水温を上回る時期・海域のみを航行する場合 ② 緊急時に早急に救助できる位置を伴走船（最大4隻までの船団）が航行する場合 ③ 救助船を配備し、事故通報後、一定の時間内に現場に到着できる場合 ④ 遊漁船が水密全通甲板又は不沈性を有する構造である場合（水温15℃以上の時期・海域のみを航行する場合に限定） ⑤ 母港からの航行距離が5海里を超えない範囲のみを航行する場合（水温15℃以上の時期・海域のみを航行する場合に限定） これらの特例措置を活用するかどうかはそれぞれの遊漁船業者の判断によるところですが、救命いかだ等を搭載すれば、設置場所の確保、その後のメンテナンス費用や将来の買換えが発生するため、特例措置を活用することにより、大きな負担を回避できるものと考えています。水産庁としては、国土交通省とも連携して、各遊漁船業者が特例措置を活用できるよう、引き続き、丁寧な周知・説明を行ってまいります。
3-2	義務化全般	遊漁船の安全設備の義務化が見送られる可能性はあるのか。	令和6年7月の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会のとりまとめを踏まえ、遊漁船に対して安全設備の義務化が予定されています。
3-3	義務化全般	旅客定員とは釣り客のことで、船員は除かれるとの認識でよいか。	旅客定員とは船舶検査証書に旅客として記載されている人数です。そのため、船員は旅客定員には含まれません。
3-4	義務化全般	旅客定員12名以下の遊漁船は救命いかだ等の搭載が必要となるのか。令和7年7月に船舶検査を控えているが、当該船舶検査までに安全設備を搭載しなければならないのか。	旅客定員12名以下の遊漁船についても、令和6年7月の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会のとりまとめを踏まえ、今後、安全設備の義務化を予定しています。ただし、現時点において義務化の時期は未定となりますので、令和7年7月の船舶検査では安全設備の搭載は義務ではありません。
3-5	義務化全般	北海道道南地域で遊漁を通年行い、青森方面にも航行している。この場合、今回説明があった4つの安全設備について、義務化の対象となるのか。	北海道や青森県で航行区域が沿海区域の遊漁船について、今回説明した4つの安全設備のうち3つの安全設備（法定無線設備、非常用位置等発信装置、隔壁の水密化等）は航行の時期によらず義務化の対象となる予定であり、救命いかだ等は水温20℃未満の時期を航行する場合に義務化の対象となる予定です。
4-1	法定無線設備	総務省総合通信局へ海岸局の加入方法を問い合わせたところ、「個人で海岸局への加入は出来ません」と回答された。県の漁業無線局にも問い合わせているが、回答を得られていない。海岸局への加入について何処に問い合わせればよいか。	総務省に確認したところ、個人での海岸局の設置について電波法での制限はありません。 なお、海岸局を開設する場合には、日本マリン無線協会に海岸局開設の流れをお問合せいただく等の対応が可能です。（日本マリン無線協会の連絡先：03-6433-9839）。
4-2	法定無線設備	法定無線設備として漁業無線（27MHz帯無線電話）は認められるか。	国交省説明資料8ページのとおりに、27MHz帯無線電話は業務用無線設備として認められています。ただし、運航中の船舶と常時通信できる、申請者が開設する海岸局又は申請者が加盟する法人若しくは団体の海岸局等が必要となります。電波法の具体的な手続きは、総務省総合通信局にお問い合わせください。 なお、自ら海岸局を開設する場合には、日本マリン無線協会に海岸局開設の流れをお問合せいただく等の対応が可能です。（日本マリン無線協会の連絡先：03-6433-9839）
4-3	法定無線設備	VHF無線を法定無線設備として設置する場合、事務所に海岸局の設置が必要か。また、その場合、海岸局で通信を行う者は二海特の取得が必要か。	法定無線設備は、船舶の安全航行のために船舶と陸上施設との間で通信手段を常に確保することを目的としていますので、運航中の船舶と常時通信できる、申請者が開設する海岸局又は申請者が加盟する法人若しくは団体の海岸局等が必要となります。 また、海岸局で通信を行う者が有する資格については、総務省によると電波法施行令第三条において必要な資格は以下のいずれかとされています。 ・第一、二、三級総合無線通信士 ・第一級海上無線通信士（空中線電力2kw以下） ・第二、三、四級海上無線通信士（空中線電力250w以下） ・第一、二級海上特殊無線技士（空中線電力10w以下で1606.5kHzから4000kHzまでの周波数の電波を使用するもの及び空中線電力50w以下で25000kHz以上の周波数の電波を使用するもの）
4-4	法定無線設備	スターリンク等の低軌道衛星を利用して通信できる携帯電話は法定無線設備として認められないのか。	今年4月、一部の通信キャリアが低軌道衛星と携帯電話との直接通信によるテキスト通信サービスを提供開始したと承知しています。しかしながら、本通信サービスは、現時点において、文字情報を送受信する手段であり、無線電話のような音声通信ができないことから、法定無線設備として認められません。

4-5	法定無線設備	衛星電話を個人契約できる販売代理店を示してほしい。	衛星電話については、主に以下の販売代理店で取り扱っています（（）内：電話番号）。 ●ワイドスターIII設置型端末 →ドコモワイドスターコールセンター（0120-616-360） ●インマルサットFB →KDDI（0120-921-919） 日本デジコム（0120-998-116） ●イリジウム衛星電話 →KDDI（0120-921-919） 日本デジコム（0120-998-116） ●Isat Phone Pro、Isat Phone 2 →KDDI（0120-921-919） 日本デジコム（0120-998-116） ドコモワイドスターコールセンター（SIMのみ、0120-616-360） ●Oceana 800 →サットコムグローバル（03-5812-4590）
4-6	法定無線設備	琵琶湖では、これまで法定無線設備として携帯電話を使用してきたところ、業務用無線設備または衛星電話を搭載しても問題ないか。	琵琶湖においては、携帯電話を法定無線設備とすることができます。また、業務用無線設備または衛星電話を法定無線設備として搭載いただいても問題ございません。
4-7	法定無線設備	平水区域を航行する船舶が法定無線設備として携帯電話を使用する場合の無線施設免除の申請はどこで行うのか。	適用日以降最初に迎える定期的検査の際に、船舶所有者が検査機関に申請いただきます。
5-1	非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置について、沿海区域を航行する船舶は船舶の長さが12m未満の船舶が義務化の対象とのことだが、これは全長を指すのか、あるいは登録長さを指すのか。	「船舶の長さ」は、全長ではなく登録長さを指します。
6-1	救命いかだ等	国交省資料11ページの「バッグ式の救命いかだ等」の搭載を可とする船舶は、青枠に記載された条件を2つとも満たす必要があるのか。	「5トン未満又は12m未満であって旅客定員12人以下の船舶」又は「現存船にあって、船舶の構造上、「固定式」の救命いかだ等の設置が困難なもの」であれば、バッグ式の救命いかだ等の搭載が可能となります。
6-2	救命いかだ等	救命いかだ等の搭載のスペースが無いような、琵琶湖のいわゆるバスポート（全長6m程）であっても、遊漁船業に使用する場合は救命いかだ等の搭載が必要か。	バスポートについても遊漁船として使用する場合には、救命いかだ等を搭載いただくか、救命いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤のいずれかを実施いただくことが必要です。
6-3	救命いかだ等	旅客定員10人で長さ12m未満の船舶の場合、救命いかだ等の義務化は対象外ですか。	旅客定員10人で長さ12m未満の船舶であっても、海上運送法の適用を受ける船舶、遊漁船については救命いかだ等の義務化の対象となります。
7-1	救命いかだ等の搭載を要しない方法③	救命いかだ等の搭載を要しない方法③（救助船）について、「複数の営業船が同一の救助船を指定可能」とあるが、この場合、救助船の旅客定員は、複数の営業船の最大人数を搭載できればよいのか。 また、救助船に安全設備は必要か。	複数の営業船の中で最も人数が多い最大とう乗人員を上回る旅客定員を有する救助船を配備いただくことになります。 また、国交省説明資料28ページ、32ページのとおり、救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船する必要があるほか、以下①～③の設備の搭載が必要です。 ①船舶間で相互に連絡をとれる無線設備（法定無線設備に加え、電波法で使用が認められる無線設備（国際VHF（携帯型含む）等）も可） ②要救助者が再乗艇するための設備（簡易はしご等） ③要救助者を救助するための救命浮環・救命浮輪2個（既設の救命浮環・救命浮輪を活用可能）
7-2	救命いかだ等の搭載を要しない方法③	救命いかだ等の搭載を要しない方法③（救助船）について、「複数の営業船が同一の救助船を指定可能」とあるが、複数の営業船は、同じの港の船舶に限定されるのか、それとも他の港の船舶も指定することができるのか。	救助船が、事故通報後、一定の時間内（※）に現場到着できる範囲内であれば、他の港の船舶も指定することが可能です。 （※）水域の水温と現場到着までの時間について ・10℃未満：5分以内 ・10℃以上15℃未満：10分以内 ・15℃以上20℃未満：30分以内
9-1	遊漁船登録事務関係	救命いかだ等の搭載を要しない方法①（一定の水温を上回る時期のみの航行）を適用する場合、航行しない期間について保険期間を短縮することは可能か。	周年ではない遊漁船業の営業期間を定めて登録をする場合、当該営業期間内において有効な損害賠償措置に加入していれば足り、年間の損害賠償措置に加入する必要はありません。ただし、この場合、遊漁船業を営業しないこととした期間において遊漁船業を営業することはできません。損害賠償措置の有効期間外に遊漁船業を営業した場合、遊漁船業法遊漁船業法第6条第1項第15号に該当することとなります。 なお、遊漁船業法第7条第1項に基づき、損害賠償措置について変更があったときは登録事項の変更の届出が必要となります。
9-2	遊漁船登録事務関係	安全設備の適用日が決定された後、経過措置期限までに安全設備を搭載できない場合、一時的に使用船舶を「なし」とする事務手続きを行い、遊漁船業の登録自体は維持することは、遊漁船業の法令上問題ないか。	ご質問の手続きが明らかではありませんが、遊漁船業の登録を行うにあたって申請する事項の1つに遊漁船の名称があり、これが記載できない場合には、登録を維持することができません。